

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新**設・拡充・延長）

（ 厚生労働 **省**・庁）

制 度 名	高齢者医療制度の見直しに伴う所要の措置		
税 目	・ 所得税・法人税・消費税・印紙税		
要 望 の 内 容	・ 高齢者医療制度の見直しに伴い税制上の所要の措置を講ずるもの		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会保障と税の一体改革において「高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）」とされており、高齢者医療制度の見直しに伴い必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の後期高齢者医療制度については、被保険者の負担が過大とならないようにする等の趣旨から、その保険料等について税制上の所要の措置が講じられているところであり、高齢者医療制度の見直しに伴い税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 施策目標 2 施策目標 2-1	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む	
		政策の達成目標		—	
		租税特別措置の適用又は延長期間		—	
		同上の期間中の達成目標		—	
	政策目標の達成状況			—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み			—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)			—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置			—
		予算上の措置等の要求内容及び金額			—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係			—
	要望の措置の妥当性			—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>昨年も要望をしたが、税制改正大綱前までに新制度の内容が固まらなかったことから、昨年度は要望を取り下げ、平成 24 年度に改めて要望することとした。</p>	